

平成 29 年度八王子市農業委員会第 6 回総会会議録

1. 開催年月日 平成 29 年 10 月 2 日 月曜日
2. 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
3. 開催時間 午後 2 時 から 午後 3 時 35 分 まで
4. 出席委員 (20 名)

農業委員会委員

1 番 石 川 研	3 番 荻 田 米 蔵
4 番 鈴 木 勝 久	5 番 久 保 良 政
6 番 栗 原 才	7 番 米 津 元 一
8 番 峯 尾 三 千 年	9 番 鈴 木 勇 次
10 番 有 竹 満 次	11 番 菱 山 史 郎
12 番 中 西 伸 夫	13 番 鳴 海 有 理
14 番 熊 澤 治 彦	

農地利用最適化推進委員

15 番 内 藤 廣 行	16 番 三 上 正 治
18 番 金 子 文 利	19 番 町 田 裕 通
20 番 井 上 正 芳	21 番 福 田 一 訓
22 番 門 倉 豊	

5. 欠席委員 (2 名)

2 番 原 島 元 義	17 番 内 田 茂
-------------	------------

6. 事務局職員出席者

事務局長 木 内 基容子	課 長 音 村 昭 人
主 査 上 原 裕 之	主 査 黒 田 康 雄
主 任 上 村 剛	

平成 29 年度
八王子市農業委員会 第 6 回総会 議題

（平成 29 年 10 月 2 日）

【専決処分案件】

- 第 1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第 2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第 3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第 4 相続税の納税猶予に係る適格者としての 3 年ごとの証明について

【審議案件】

- 第 5 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第 6 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第 7 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第 8 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第 9 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第 10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第 11 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第 12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第 13 「東京都指導農業士」の推薦について

【報告案件】

- 第 14 農地の権利取得の届出について
- 第 15 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《 午後 2 時開会 》

議 長 ただいまから、平成29年度八王子市農業委員会第 6 回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第 2 番原島元義委員、第17番内田茂委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第 1 項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第 1 及び第 2 については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第 1 「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
8 月 1 日から 8 月 31 日までの届出分（ 9 件）、第 2 「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」 8 月 1 日から 8 月 31 日までの届出分（28件）を報告。

議 長

報告は終わりました。第 1、第 2 についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

議 長

第 3 「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 3 「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。
（ 2 件）

議 長

報告は終わりました。第 3 についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

議 長

第 4 「相続税の納税猶予に係る適格者としての 3 年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 4 「相続税の納税猶予に係る適格者としての 3 年ごとの証明について」

を報告。（6件）

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。

事務局より説明願います。

事務局

第5「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」

所有者について、住所は式分方町。

願出地は小津町にある1筆、357㎡。登記地目は「畑」、現況は「山林」、現況となった時期は「昭和52年4月ころ」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員

7月14日、推進委員2名、事務局職員と現地調査を行いました。今回は私が代表して報告いたします。当該地は、西沢川の北に位置する斜面地でした。公図では東に赤道がありますが、草木に覆われており、通行できませんでした。全体的に幹が太い木々が生い茂り、北に隣接する山林と一体化していました。また、南に接する土地とは高低差が1メートルほどあり、農機具等を搬入するのは困難な状況でした。なお、土地の現況が今の状態になったのは、昭和52年4月ころだそうです。相続で代が変わり、農地として使われないまま山林化が進行したとのことです。以上のことから、現地調査を行った委員全員が「非農地と考える」ことが妥当と判断しました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

農業委員

地目が山林でも農地と判断することはあるのでしょうか。例えば地目が山林の場所でシイタケ栽培をしているといった状況は農地と見なすのでしょうか。

事務局 農地として山林を肥培管理しているのであれば現況をもって農地と判断しますが、山林の中でシイタケを栽培している場合、農地とは見ません。

農業委員 登記地目が山林であっても農地として利用していれば農地と判断するのでしょうか。

事務局 農地法は登記地目で判断しません。現況が農地として使用されていれば農地法の適用を受けます。

農業委員 分かりました。このような証明の願出が出るということは、その土地を農地ではない目的で利用したいからなののでしょうか。

事務局 将来、この土地が売買されることが考えられます。

議長 他にございませんか。

推進委員 タケノコやシイタケを栽培しているのであれば山林が農地として認められるのですか。

事務局 タケノコの場合は反復的に肥培管理していれば認められます。しかし、シイタケはハウス内で労作を加える場合も肥培管理せずに栽培する場合もあるので、一概に農地とは認められません。

推進委員 山林を活かしてシイタケを栽培しているといった場合には農地として認められることはあるのですか。

事務局 農業委員や推進委員の質問にきちんと答えるための資料が手元にありませんので、ご説明は次回に行いたいと思います。

議長 他にございますか。他にございませんので、進行します。お諮りします。

第5については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第6「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にし

ます。事務局より説明願います。

事務局

第6「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は石川町、耕作面積は1,588㎡。相続開始年月日は平成29年1月21日。

相続人について、住所は石川町、年齢72歳、被相続人との続柄は「子」。

適用を受けようとする農地は石川町にある3筆、1,588㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成23年1月6日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

推進委員

それでは地区の担当委員として報告します。9月19日、事務局職員と対象の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。願出者は不動産貸付を兼業していますが、父から母に相続があったころから農業に携わるようになり、それ以降、主体的に農業に従事してきました。農地は、栗畑として管理されているほか、畑部分はきれいに肥培管理され、サツマイモが作付けされていました。収穫物は全て自家消費しているとのこと。今後は、他県の農園に通う息子の協力を得ながら、季節毎の野菜を作付けし、自家消費を続けていきたいと話していました。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと考えます。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」と第8「相

続税の納税猶予に関する適格者の証明について」は関連する議題ですので、一括で審議します。事務局より説明願います。

事務局

第7「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は元八王子町一丁目、耕作面積は8,535㎡。相続開始年月日は平成28年12月10日。

相続人について、住所は元八王子町一丁目、年齢50歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は横川町及び元八王子町一丁目にある10筆、4,162㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成3年6月30日。

第8「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は元八王子町一丁目、耕作面積は8,535㎡。相続開始年月日は平成28年12月10日。

相続人について、住所は元八王子町一丁目、年齢52歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は元八王子町一丁目にある5筆、3,698㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成3年6月30日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員

9月22日、事務局と現地調査を行いました。対象の農地において、願出者のお二人からお話を伺いました。お二人はこれまでも、父親が所有する農地で農作業に従事していました。まず、願出者の一人が納税猶予の適用を受けようとする農地は、大きく分けて3か所あります。1か所目では、ジャガイモの収穫を終え、これからサツマイモや落花生を作付けする予定とのことです。2か所目は田んぼです。こちらも稲刈りを終えたところでした。収穫した米は自家消費しています。3か所目では、ナス、トマト、ネギなどのさまざまな野菜が作付けされ

ているほか、タケノコを収穫する竹林や栗林となっていて、いずれもきれいに管理されていました。願出者の一人は建設業との兼業ですが、自営なので、休日だけでなく、仕事を早めに切り上げて農作業に従事することもあると言っていました。次に、もう一人の願出者ですが、職業は農業です。農地は1か所で、サトイモ、ヤツガシラ、サツマイモ、ショウガなどが作付けされているほか、クリとブルーベリーの苗木が植えられていました。こちらもきれいに管理されていました。収穫した野菜は北野町の市場に出荷しているとのこと。今後は、出荷先を開拓していきたいと話していました。広い農地になりますが、2人の息子にも手伝ってもらいながら、農業経営を続けていくと話していました。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 相続人の農地面積の合計が被相続人の農地面積に達しませんがこの差は何でしょうか。

事務局 相続人がもう1人いて、その方は納税猶予を受けずに農地を相続するので、面積に差が生じます。

議 長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第7・第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は打越町、耕作面積は1,740㎡。相続開始年月

日は平成29年1月9日。

相続人について、住所は打越町、年齢62歳、被相続人との続柄は「子」。
適用を受けようとする農地は貳分方町にある1筆、991㎡。生産緑地。相
続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成29年1月9
日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員 9月19日、事務局職員と現地調査を行いました。対象の農地において、願出者からお話を伺いました。願出者は長年刑務官を務めあげ、現在も再任用職員として勤務しています。これまでも、休日などには父親の農作業を手伝ってきました。あと2年で退職のため、その後は、農業に専念したいとのことでした。農地は桑畑です。昭和50年代までは、養蚕向けの桑の葉を出荷していましたが、養蚕が下火になってからの出荷はなく、桑畑管理を続けてきたとのことでした。今後は、妻と協力して桑の葉や桑の実をお茶やジャムなどに加工し、出荷、販売までできるよう研究していきたいと話していました。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。
第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第10「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
買取申出生産緑地は大谷町の土地5筆、計4,015㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は大谷町、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は平成29年7月4日。
年齢は87歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは地区の担当委員として報告いたします。9月19日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者とその妻にお話をうかがいました。当該農地ではトマト、キュウリ、ナス、ジャガイモ、ネギ、インゲン、カボチャ、クリを中心に栽培を続け、長年ほぼ毎日農作業に従事してきました。平成15年までは市場や生協を中心に出荷してきましたが、平成16年以降は出荷せず、近所に配ったり、自家消費していたとのことです。願出者は、昨年まで何とか農作業に従事できていましたが、今年で88歳という高齢でもあるため、ここ数年間で転倒する回数が増え、年を追うごとに体の自由が利かなくなってきました。今年に入ってから体の容態が特に悪化し、介助がないと日常生活に支障をきたす状態で、農作業ができなくなったとのことです。長年連れ添う81歳の妻もひざを痛め通院中です。今回の調査により、願出者が当該生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。
第11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は宇津木町及び大谷町の土地3筆、計1,182㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は宇津木町、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は平成29年4月24日。年齢は75歳、年間従事日数は280日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは地区の担当委員として報告いたします。9月19日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者からお話をうかがいました。当該農地ではハウレンソウ、コマツナ、サトイモ等を中心に栽培を続け、長年ほぼ毎日農作業に従事してきました。収穫物は主に自家消費してきたとのこと。願出者は30年ほど前に左ひざを痛め、半月板を摘出する手術を受けました。その後もひざの痛みを抱えながら農業に従事してきましたが、10年ほど前に糖尿病を発症しました。そのため、体を少し動かすのもつらくなり、継続した農作業ができなくなったとのこと。今年の夏野菜までは、近所の方に手伝ってもらいながらなんとか作付けできましたが、左ひざをかばい続けた結果、右ひざにも負担がかかり、今ではしゃがむこともできなくなってしまったとのこと。このようなことから、今後の農業への従事は困難な状態です。今回の調査により、願出者がお元気だった頃は、当該生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。
第12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第12「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
買取申出生産緑地は梅坪町及び左入町の土地4筆、計2,236㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は尾崎町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成28年12月10日。年齢は75歳、年間従事日数は280日。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは地区の担当委員として報告いたします。9月25日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話をうかがいました。願出者の父は、長年当該農地にて農業に従事してきました。ダイコン、ラッキョウなどを中心に作付けするほか、栗林として管理していました。ほぼ毎日農作業を行い、収穫した野菜は主に自家消費してきました。10年ほど前から業者に除草作業を委託するようになり、妻と息子の協力を得ながら月に数回程度畑に出続けてきたとのことでした。平成24年に体調を崩したことで農作業が困難になり、その後は入院生活が続き、平成28年12月に亡くなりました。今回の調査により、願出者の父が当該生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議 長

質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。な

お、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明の出る土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあっ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第13「『東京都指導農業士』の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第13「東京都指導農業士の推薦について」

候補者①について、住所は高月町、酪農及び稲作。

東京都地域特産品認証食品である「東京牛乳」や減農薬栽培による高品質で安心・安全な「高月清流米」を生産。研修の受け入れや酪農全般に関する体験学習を行う。東京都農業会議による後継者顕彰事業で「東京都知事賞」を受賞するなど、その経営能力は高く評価されている。

候補者②について、住所は小比企町、野菜。

収穫体験、食育講演、職場体験、新規就農希望者の研修等、様々な種類の研修を実施している。また、多品目の農産物を地元小売店へ出荷するなど、新鮮で安心・安全な地場産農産物の提供を実施している。第39回東京都農業祭産物の部（野菜）に出品した葉付大根が、「農林水産大臣賞」を受賞するなど、その農業技術は高く評価されている。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員

研修の受講希望者はどのくらいいるのですか。また、受講希望者に対して指導者はどのくらい必要なのでしょうか。

事務局

調べて後ほどお答えします。

議長

他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第13については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長

異議なしと認めます。したがって、推薦することに決定しました。

第14「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第14「農地の権利取得の届出について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
第15「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第15「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。
ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

3番 荻田米蔵 委員

5番 久保良政 委員

を指名します。よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成29年度八王子市農業委員会第6回総会を閉会します。

《午後3時35分閉会》